

流山市会計年度任用職員募集要項（登録案内）

1. 登録資格

流山市で会計年度任用職員として勤務を希望する方

※ただし、以下に該当する場合は登録をすることができません。

地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当する者

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 流山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 登録方法

「流山市会計年度任用職員申込書」及び必要な資格の写しを人材育成課まで持参または郵送にて提出してください。

※提出先 〒270-0192 流山市平和台1-1-1

流山市役所 総務部 人材育成課 宛て

※提出された書類は返却できませんので御了承ください。

3. 登録期間

・随時登録を受け付けています。

・登録有効期間は人材育成課での登録受付日から1年間です。

※上記の登録有効期間以降も登録を継続したい場合は、申込書を再度提出してください。

※以前流山市で会計年度任用職員として勤務した方について、退職後、改めて別の募集への申込を希望する場合も、申込書を再度提出してください。

※登録有効期間が過ぎたことを人材育成課からお知らせすることはありません。

※登録期間中に会計年度任用職員として必ず採用されるものではありませんので、御了承ください。

4. 登録対象職種

別添「流山市会計年度任用職員職種一覧」のとおり

※各職種の具体的な勤務内容や実際の募集状況等については、各担当課にお問い合わせください。

5. 登録から採用までの流れ

各担当課からの要望により、登録されている方の中から条件に合う方を人材育成課でマッチングします。

マッチングした方を人材育成課から担当課へ紹介し、担当課において選考（書類選考・面接等）の実施、及び採用可否を判断し、採用決定の場合は、会計年度任用職員として任用します。

※各担当課からの要望がない場合や、要望があってもご希望の勤務条件とのマッチングが成立しない場合は御紹介ができません。その場合、市から採用に関する御連絡をすることはありませんので御了承ください。

※会計年度任用職員は、登録されている方の中から選考するほか、各所属がホームページやハローワーク等により直接募集をする場合もあります。

6. 一般的な勤務条件

勤務期間	一会計年度（4月1日～翌年3月31日まで）内の期間 ※ただし、翌年度も同種の職があった場合、勤務実績や人事評価等により、再度の任用をする場合があります。（初年度を含み最大5年度）
勤務条件	1. 週2日 2. 月12日 3. 週3日 4. 週4日 5. 週5日 原則上記1～5のいずれか 基本：月曜日から金曜日内の勤務 午前9時から午後5時まで（休憩時間：1時間） ※一般事務職においては、多くが週5日／1日7時間勤務での採用となっています。 ※勤務場所によって勤務日や勤務時間・休憩時間は異なる場合があります。 ※時間外勤務：原則なし（勤務場所によって時間外勤務が発生する場合があります。）
勤務場所	流山市役所本庁舎、各出先機関（出張所・保育所・保健センター等）、市内各小中学校等 ※勤務場所の詳細は、「流山市会計年度任用職員職種一覧」を参照ください。
休日	原則：土日・祝日・年末年始（12月29日から1月3日まで）
休暇	年次有給休暇有（日数は勤務形態・任用期間による）

	特別休暇：夏季休暇、子育て休暇、忌引休暇等（勤務形態による）
報酬	本市の定める給料表に基づく報酬を支給（本市での会計年度任用職員としての勤務経験年数等により加算される場合あり） ※詳細は「流山市会計年度任用職員職種一覧」を参照
諸手当等	通勤手当相当（費用弁償・限度額あり）、時間外勤務手当相当、 期末・勤勉手当（任用期間・勤務時間の条件あり） 等がそれぞれの勤務状況等に応じて支給
報酬等支給日	月末締め・翌月20日払 （期末・勤勉手当は6月20日・12月27日に支給）
社会保険等	加入条件を満たしている場合、社会保険（健康保険・厚生年金保険）・雇用保険に加入 （任意ではなく、強制加入となります） 労働災害保険（非常勤公務災害）対応あり
その他	・採用から1か月間（勤務日数が15日以上となるまで延長）は、条件付き採用期間となります。 ・地方公務員法に規定する服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限等）及び懲戒に関する規定の対象となります。 ※営利企業等への従事（兼業）は可能ですが、就労開始時及び年度当初に届出が必要な他、労務管理のため兼業先での勤務実績を適宜確認させていただきます。

※問合せ先

【登録方法や会計年度任用職員の制度全般について】

〒270-0192

流山市平和台1-1-1

流山市役所 総務部 人材育成課

TEL: 04-7150-6068（課直通）

【各職種の業務内容、募集状況等について】

「流山市会計年度任用職員職種一覧」に記載のある各担当課へお願いします